法令遵守経営宣言

後発医薬品メーカーによる品質問題およびそれに端を発した薬機法違反事例が相次いで発生したことを受け、日本ジェネリック製薬協会の主導により、これらの事案に至った要因についての検証が行われました。

その検証結果と総括が2021年10月25日に公表され、その中で、「経営者の関連法令を遵守する意識の欠如」が薬機法違反事例の発生要因の一つであることが確認されました。

私たち医薬品製造企業は、人々の生命や健康に深く関わる企業として、すべての役員および従業員が社会的責任を自覚し、法令遵守の意識を徹底する必要があります。

また、社会から信頼され、安心して使用できる医薬品を安定的に供給することを使命とし、ガバナンス体制（管理体制・内部統制）の強化を図りながら企業活動を行うことが重要です。

新生薬品工業株式会社では『品質方針』を策定し、当社ホームページにて公表しています。その中で、第三項として次の方針を掲げています。

『私たちは、品質方針の実現に向け、GMPおよび品質保証体制を確立し、持続的な改善を推進します。』

当社の経営理念である

『全従業員の物心両面の幸福を追求するとともに、創意と工夫をもって人々の『健康』に貢献します』

を実践するため、品質方針を全社で徹底し、私は代表取締役社長として、改めて厳格な法令遵守のもとで経営を行うことをここに宣言します。

また、当社では事業年度の開始にあたり、全体朝礼および全社員を対象とした当期会社方針説明会を開催しました。その場において、代表取締役社長である私から全従業員に対し、当社の経営理念に立ち返り、医薬品の品質に対する製薬企業としての責任の重大性、法令遵守の重要性、そしてそれらを踏まえた品質方針の徹底について改めて周知しました。

さらに、法令遵守に関する問題点を最も実効的に把握できるのは、現場の担当者および責任者であると考えています。これらの意見は法令遵守を実現するうえで極めて重要であるため、代表取締役は担当者および責任者の意見を尊重し、法令遵守のために必要な措置を講じてまいります。

今後も、社長以下すべての役員および社員が高い法令遵守意識を持ち、当社の行動指針や各種規程はもとより、社会倫理に基づいた行動を徹底します。そして、安全で信頼される医薬品を安定的に供給し続けるため、誠実かつ真摯に事業活動に取り組んでまいります。

新生薬品工業株式会社
代表取締役